

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

広島県公安委員会
委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第10号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県広島南警察署の款宇品御幸交番の項中「出島一丁目・二丁目」を「出島一丁目～四丁目」に改め、同部広島県呉警察署の款吉浦交番の項中「、上城町」、 「、宮花町、寺山町、古迫町」及び「、丸山町、小田町」を削り、同部天応交番の項中「天応大浜一丁目～三丁目」を「天応大浜一丁目～四丁目」に改め、同部広島県江田島警察署の款大柿交番の項中「大泊」を「王泊」に改め、同部広島県三原警察署の款糸崎駅前交番の項中「糸崎一丁目～八丁目」を「糸崎一丁目～九丁目」に改め、同部広島県福山東警察署の款曙交番の項中「西新涯町一丁目・二丁目」の次に「、新涯町」を加える。

別表3 警察官駐在所の部広島県江田島警察署の款中町警察官駐在所の項中「水ノ元」を「水野元」に改め、同部大君警察官駐在所の項中「大泊」を「王泊」に改め、同部広島県三原警察署の款久井警察官駐在所の項位置の欄中「江木」を「下津」に改める。

別表備考中「平成23年1月1日」を「平成23年6月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、別表3 警察官駐在所の部広島県三原警察署の款久井警察官駐在所の項位置の欄の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。